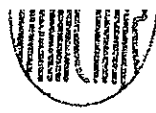


品質表示基準の見直しについて

「ベーコン類」

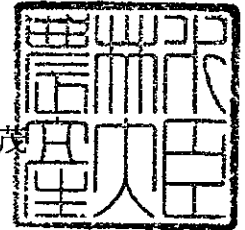


20消安第7518号
平成20年10月15日

農林物資規格調査会

会長 沖谷明紘 殿

農林水産大臣 石破 茂



日本農林規格及び品質表示基準の改正について（諮問）

下記1から8までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

また、下記9から14までに掲げる品質表示基準の改正について、同法第19条の13第5項の規定に基づき貴調査会の意見を求める。

記

- 1 ベーコン類の日本農林規格（昭和48年4月10日農林省告示第786号）
- 2 ハム類の日本農林規格（昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号）
- 3 ソーセージの日本農林規格（昭和52年4月25日農林省告示第411号）
- 4 プレスハムの日本農林規格（昭和46年2月26日農林省告示第338号）
- 5 混合ソーセージの日本農林規格（昭和52年4月25日農林省告示第412号）
- 6 熟成ベーコン類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2075号）
- 7 熟成ハム類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2073号）
- 8 熟成ソーセージ類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2074号）
- ⑨ ベーコン類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1652号）
- 10 ハム類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1647号）
- 11 ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1650号）
- 12 プレスハム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1648号）
- 13 混合ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1651号）
- 14 混合プレスハム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1649号）

ベーコン類品質表示基準の見直しについて（案）

平成 2 1 年 2 月 9 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成 1 7 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、ベーコン類品質表示基準（平成 1 2 年 1 2 月 1 9 日農林水産省告示第 1 6 5 2 号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

原材料名の表示の方法について、

（１）原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することを明確に定める

（２）原材料名の砂糖類の表示方法を詳細に定める
等の改正を行う。

ベーコン類品質表示基準（平成１２年１２月１９日農林水産省告示第１６５２号）一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																
ベーコン類品質表示基準 （趣旨） 第１条 （略） （定義） 第２条 （略） （表示の方法） 第３条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第３条第１項に規定する製造業者等をいう。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。	ベーコン類品質表示基準 （趣旨） 第１条 ベーコン類（ベーコン、ロースベーコン及びショルダーベーコンのうち食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものであって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年３月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 （定義） 第２条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベ ー コ ン</td><td>次に掲げるものをいう。 １ 豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙したものの ２ ミドルベーコン又はサイドベーコンのばら肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</td></tr> <tr> <td>ロースベーコン</td><td>次に掲げるものをいう。 １ 豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの ２ ミドルベーコン又はサイドベーコンのロース肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</td></tr> <tr> <td>ショルダーベーコン</td><td>次に掲げるものをいう。 １ 豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの ２ サイドベーコンの肩肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</td></tr> <tr> <td>ミドルベーコン</td><td>次に掲げるものをいう。 １ 豚の胴肉を塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの ２ サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの</td></tr> <tr> <td>サイドベーコン</td><td>豚の半丸枝肉を塩漬^{せき}し、及びくん煙したものをいう。</td></tr> <tr> <td>半 丸 枝 肉</td><td>豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内臓を摘出し、並びに頭部、尾部及びし端を除去し、これをせきついに沿って二分したものをいう。</td></tr> <tr> <td>胴 肉</td><td>半丸枝肉から肩及びももの部分を除いたもの又はこれを除骨したものをいう。</td></tr> </tbody> </table> （表示の方法） 第３条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第３条第１項に規定する製造業者等をいう。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。	用 語	定 義	ベ ー コ ン	次に掲げるものをいう。 １ 豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したものの ２ ミドルベーコン又はサイドベーコンのばら肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの	ロースベーコン	次に掲げるものをいう。 １ 豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したもの ２ ミドルベーコン又はサイドベーコンのロース肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの	ショルダーベーコン	次に掲げるものをいう。 １ 豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したもの ２ サイドベーコンの肩肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの	ミドルベーコン	次に掲げるものをいう。 １ 豚の胴肉を塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したもの ２ サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの	サイドベーコン	豚の半丸枝肉を塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したものをいう。	半 丸 枝 肉	豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内臓を摘出し、並びに頭部、尾部及びし端を除去し、これをせきついに沿って二分したものをいう。	胴 肉	半丸枝肉から肩及びももの部分を除いたもの又はこれを除骨したものをいう。
用 語	定 義																
ベ ー コ ン	次に掲げるものをいう。 １ 豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したものの ２ ミドルベーコン又はサイドベーコンのばら肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの																
ロースベーコン	次に掲げるものをいう。 １ 豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したもの ２ ミドルベーコン又はサイドベーコンのロース肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの																
ショルダーベーコン	次に掲げるものをいう。 １ 豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したもの ２ サイドベーコンの肩肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの ３ １又は２をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの																
ミドルベーコン	次に掲げるものをいう。 １ 豚の胴肉を塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したもの ２ サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの																
サイドベーコン	豚の半丸枝肉を塩漬 ^{せき} し、及びくん煙したものをいう。																
半 丸 枝 肉	豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内臓を摘出し、並びに頭部、尾部及びし端を除去し、これをせきついに沿って二分したものをいう。																
胴 肉	半丸枝肉から肩及びももの部分を除いたもの又はこれを除骨したものをいう。																

(1) (略)

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、次のアからウまでの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア (略)

イ 原料肉及び食品添加物以外の原材料は、次に定めるところにより記載すること。

(7) 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(4) 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(7)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の多い物から順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

ウ (略)

(表示禁止事項)

第4条 (略)

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア ベーコンにあつては「ベーコン」と、ロースベーコンにあつては「ロースベーコン」と、ショルダーベーコンにあつては「ショルダーベーコン」と記載すること。

イ ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器に入れ、又は包装したものにあっては、アに規定する表示の文字の次に括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、次のアからウまでの順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 原料肉は、ベーコンにあつては「豚ばら肉」と、ロースベーコンにあつては「豚ロース肉」と、ショルダーベーコンにあつては「豚肩肉」と記載すること。

イ 原料肉及び食品添加物以外の原材料は、使用量の多いものから順に、香辛料にあつては「香辛料」と、その他のものにあつてはその最も一般的な名称をもって記載すること。

ウ 食品添加物は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(表示禁止事項)

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(1)に掲げる事項についてはベーコン類の日本農林規格(昭和48年4月10日農林省告示第786号)第3条に規定する規格による格付が行われたものに表示する場合、(3)に掲げる事項(品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語に限る。)については品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場

合は、この限りでない。

(1) 「上級」又は「標準」の用語

(2) 前号に掲げる等級を示す用語と紛らわしい用語

(3) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成20年10月22日（水）
14時～

場所：農林水産省第2特別会議室

1 開会

2 審議官挨拶

3 議題

（1）日本農林規格の見直しについて

- ・ベーコン類の日本農林規格
- ・ハム類の日本農林規格
- ・ソーセージの日本農林規格
- ・プレスハムの日本農林規格
- ・混合ソーセージの日本農林規格
- ・熟成ベーコン類の日本農林規格
- ・熟成ハム類の日本農林規格
- ・熟成ソーセージ類の日本農林規格

（2）品質表示基準の見直しについて

- ・ベーコン類品質表示基準
- ・ハム類品質表示基準
- ・ソーセージ品質表示基準
- ・プレスハム品質表示基準
- ・混合ソーセージ品質表示基準
- ・混合プレスハム品質表示基準

（3）その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しについて「ベーコン類」（案）
- 3 日本農林規格の見直しについて「ハム類」（案）
- 4 日本農林規格の見直しについて「ソーセージ」（案）
- 5 日本農林規格の見直しについて「プレスハム」（案）
- 6 日本農林規格の見直しについて「混合ソーセージ」（案）
- 7 日本農林規格の見直しについて「熟成ベーコン類」（案）
- 8 日本農林規格の見直しについて「熟成ハム類」（案）
- 9 日本農林規格の見直しについて「熟成ソーセージ類」（案）
- 10 品質表示基準の見直しについて「ベーコン類」（案）
- 11 品質表示基準の見直しについて「ハム類」（案）
- 12 品質表示基準の見直しについて「ソーセージ」（案）
- 13 品質表示基準の見直しについて「プレスハム」（案）
- 14 品質表示基準の見直しについて「混合ソーセージ」（案）
- 15 品質表示基準の見直しについて「混合プレスハム」（案）
- 16 J A S規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
◎ 香西 みどり	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
◎ 河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員会委員長
◎ 川畑 正美	消費者
◎ 佐藤 節夫	社団法人日本食肉市場卸売協会副会長
◎ 西園 是洋	鹿児島県経済農業協同組合連合会代表理事理事長
○ 栗生 美世	社団法人栄養改善普及会理事
○ 澤木 佐重子	社団法人全国消費生活相談員協会
○ 田丸 せつ子	全国生活学校連絡協議会副会長
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 長谷川 朝恵	消費者（消費生活アドバイザー）
○ 堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会常務理事
○ 松井 千輝	公募委員
○ 宮川 潤治	伊藤ハム株式会社生産事業本部品質管理部長
○ 山根 香織	主婦連合会会長

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きに寄せられた意見・情報
(ベーコン類品質表示基準の一部改正案)

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H20.11.17～H20.12.16）

受付件数 なし

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H20.12.8～H21.1.27）

受付件数 なし